

大磯町国土強靱化地域計画（素案）について

1 計画策定の趣旨及び経緯

国は、平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強く、しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

基本法第 13 条では、都道府県及び市町村が国土強靱化地域計画を「策定できる」旨の規定を定めており、これを受けて神奈川県は、平成 29 年 3 月に県地域計画を策定した。

令和 3 年 12 月 1 日現在、県内では、7 市 1 町が計画を策定しており、県は、年度内に全ての市町村での策定を求めているところである。

本町においても、年度内における策定を目途に作業を進めており、この度、具体的な施策の方向性等を明らかにした「素案」を取りまとめた。

2 計画（素案）の概要

- (1) 本町の地域特性
地形条件、地質条件、気象等
- (2) 自然災害
地震・津波災害、風水害（土砂災害・洪水災害、高潮等）
- (3) 基本的な考え方
 - ア 対象とする災害
地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害等
 - イ 基本目標
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
 - ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興
- (4) 計画期間
- (5) 強靱化の現状と課題（別紙）

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、概ね 5 年ごとに所要の改定を行うこととする。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ○ 総務建設常任委員会協議会（報告） | 令和 3 年 12 月 23 日 |
| ○ パブリックコメント | 令和 4 年 2 月 1 日～2 月 28 日 |
| ○ 総務建設常任委員会協議会（報告） | 令和 4 年 3 月中旬 |
| ○ 令和 4 年 3 月中旬計画案決定 | 令和 4 年 3 月中旬 |

目 標		リスクシナリオ		掲載 ページ
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 <u>主な取組例</u> ：耐震化の普及啓発、生活道路などの整備による防災性の向上、町民の防災意識の向上、防災教育の充実など	P35 ～ P40
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 <u>主な取組例</u> ：公共施設等の耐震化など	P41
		1-3)	大規模津波等による多数の死者の発生 <u>主な取組例</u> ：避難指示等発令基準の見直し、訓練の実施など	P42
		1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 <u>主な取組例</u> ：県管理河川整備の早期実現の働きかけ、下水道施設の整備など	P43 ～ P44
		1-5)	大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者発生 <u>主な取組例</u> ：情報収集・発信体制の整備など	P45 ～ P46
		1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 <u>主な取組例</u> ：避難所等への情報提供など	P47
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 <u>主な取組例</u> ：県企業庁と協働した「応急給水初動対応訓練」の継続、医薬品等の供給体制の整備など	P48 ～ P50
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 <u>主な取組例</u> ：道路施設の機能保全など	P51
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 <u>主な取組例</u> ：職員の育成、車両資器材の更新整備など	P51
		2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 <u>主な取組例</u> ：協定による燃料確保対策など	P52
		2-5)	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 <u>主な取組例</u> ：飲料水等の備蓄など	P52
		2-6)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 <u>主な取組例</u> ：大磯建設協会との協力体制の充実・強化、町指定の緊急輸送道路の機能確保など	P53
		2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 <u>主な取組例</u> ：防疫用品等の備蓄、職員研修等の実施など	P54
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 <u>主な取組例</u> ：災害時の共助の促進など	P55
		3-2)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 <u>主な取組例</u> ：交通安全対策の推進など	P55
		3-3)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 <u>主な取組例</u> ：防災訓練等の実施など	P56 ～ P57
4	大規模自然災害発生直後から必要不	4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 <u>主な取組例</u> ：電線共同溝等の国・県等要望など	P58

	可欠な情報通信機能は確保する	4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 <u>主な取組例</u> ：情報提供体制の整備など	P58
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 <u>主な取組例</u> ：企業への防災意識の向上など	P59
		5-2)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 <u>主な取組例</u> ：危険物等施設の維持管理など	P59
		5-3)	食料等の安定供給の停滞 <u>主な取組例</u> ：備蓄の推進、協定の拡大など	P60
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)	電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 <u>主な取組例</u> ：供給体制の整備など	P61
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止 <u>主な取組例</u> ：給水体制の確保など	P61
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 <u>主な取組例</u> ：下水道施設の耐震化、し尿処理施設の設備更新など	P62
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態 <u>主な取組例</u> ：道路施設の長寿命化など	P62
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生 <u>主な取組例</u> ：防災・減災に備えた土地利用など	P63
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生 <u>主な取組例</u> ：応急危険度判定士の養成・訓練実施体制の整備など	P63
		7-3)	河川管理施設の損壊・機能不全による二次災害の発生 <u>主な取組例</u> ：河川管理施設の計画的な維持管理など	P64
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出 <u>主な取組例</u> ：危険物等施設の耐震化促進、適正な維持管理など	P64
		7-5)	農地・森林等の被害の拡大 <u>主な取組例</u> ：農地・農業用施設の保全管理推進、森林の維持など	P65 ～ P66
		7-6)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響 <u>主な取組例</u> ：情報提供の実施など	P67
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築など	P68
		8-2)	人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：大磯建設協会との協力体制の充実・強化、町指定の緊急輸送道路の機能確保など	P68
		8-3)	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：避難所運営の支援、応急仮設住宅の供給体制の強化、災害時のボランティア活動の協力体制づくりなど	P69 ～ P70
		8-4)	復旧・復興が大幅に遅れる事態 <u>主な取組例</u> ：迅速な復旧・復興に資する道路境界調査の推進など	P71